

人づ、出て板縁に著座あれば、打匏菓子（たわぶこ）を御まへに進め、相伴の輩にも出す、各折敷もちてま  
 かつ、夫より譜代の中少將侍從四位の人々ひとり／＼出て、折敷を持ってしぞく、此間暑により  
 て入御あるの旨を、宿老より列座の面々に傳ふ、二間まで渡御有てのち入御あり、譜代外様の  
 大小名、百の司々番士同朋のたぐひに至る迄、或は五人、あるは九人ひとしく出て、彼の折敷を  
 もちてまかつ、

〔享保集成絲綸錄四〕正徳二辰年六月

一嘉定御祝之節、布衣以下之寄合五百石以上は登城、五百石以下之分者不及、出仕候間、被得其意  
 可被相觸候、

〔徳川禁令考三十〕年始嘉節慶應三卯年三月廿三日

御祝儀事御廢止之件々

河内守殿御渡

大目付江中略

嘉祥中略右御祝儀御禮等御廢之事中略

右之趣向々江可相觸候

三月

〔駿府政事録〕慶長十七年六月十六日、嘉定如例、日野惟心、水無瀬一齋、飛鳥井中納言、冷泉三位、土御  
 門左馬權助、舟橋式部少輔出仕、在府之諸武士伺候、午刻出御南殿御座宰相殿徳川中將殿川頼  
 宣少將殿徳川同相隨給、日野大納言入道、水無瀬宰相入道、飛鳥井冷泉土御門、舟橋等各座、依上  
 意、山名禪高召疊上、其餘皆候御縁、御前御膳御方三、日野飛鳥井、三方冷泉、土御門、舟橋、水無瀬、山名、足  
 其後珍菓嘉肴、片木如山積之、所候之輩頂戴之、十九年六月十六日、御嘉定如例、巳刻南殿出御、宰  
 相殿、中將殿、少將殿御列座、御祝之時、三人公達御少年故、令出御座給事御無用之由、陪膳西尾丹後